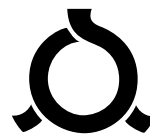


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

○福島県イノシシ保護管理計画を定めた件
○特定鳥獣の限定された狩猟期間を延長する件

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十二条第一項の規定による禁止の一部を解除する件
○鳥獣保護区について存続期間を更新する件二件
○特別保護地区を指定する件二件
○特定猟具使用禁止区域を指定する件二件

告示

福島県告示第六百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條第一項の規定により、福島県イノシシ保護管理計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
福島県イノシシ保護管理計画書
- 二 縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあつては県民環境部県民生活課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課)

(自然保護課)

福島県告示第六百六十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第

二項の規定により、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間に係る同法第十一条第二項の規定により限定された期間を延長する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 特定鳥獣の種類
イノシシ
- 二 延長する期間
福島県イノシシ保護管理計画の計画期間(平成二十二年十一月一日から平成二十二年三月三十一日まで)中、毎年二月十六日から三月十五日まで

(自然保護課)

福島県告示第六百六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により、次のとおり同法第十二条第一項の規定による禁止の一部を解除する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 禁止を解除する特定鳥獣の種類
イノシシ
- 二 禁止を解除する区域
いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村の区域の全部並びに福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、石川町及び玉川村の区域の一部(次の図のとおり)。
- 三 禁止を解除する期間
平成二十二年十一月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 禁止を解除する猟法
くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超え十五センチメートル以下のものに限る。)を使用する方法

(自然保護課)

福島県告示第六百六十五号

鳥獣保護区を設定する件(平成二年福島県告示第千七百七十四号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり存続期間を更新する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	区域	所在地
福島鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	福島市
二本松鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	二本松市
矢祭山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	東白川郡矢祭町

一 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

二 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 福島鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該鳥獣保護区は、福島市のほぼ中央部に位置しており、当該地域の中心には、多種多様な鳥獣が生息する「福島市小鳥の森」があり、環境教育や野鳥観察の場として、市民をはじめ県内外の児童や愛好者から広く親しまれている。また、冬期間には隣接する阿武隈川及び松川で白鳥などの飛来も見られ、鳥たちの休息の場となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 二本松鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該鳥獣保護区は、二本松市の市街地に残された鳥獣の良好な生息地を形成している樹林帯であり、サンコウチョウ、オオルリを始めとする多様な鳥類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 矢祭山鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(一) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、矢祭町の南部に位置し、水郡線矢祭山駅周辺に広がる奥久慈県立自然公園矢祭山が含まれており、久慈川を挟んで南に檜山、北に矢祭山がひかえ、久慈川に注ぐ深くきざむ小河川が存在し、豊かな山紫水明・風光明媚な景勝をおりなしている。マツ類、ヤマツツジやムラサキツツジなどのツツジ類、カエデ類の樹木が広く自生した林相の変化に富む地域であり、このような自然環境を反映して、ニホンリスなど獣類やキジ、ヤマドリなど多様な鳥類たちが生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第六百六十六号

鳥獣保護区を設定する件(平成十二年福島県告示第八百四十六号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり存続期間を更新する。

平成二十二年十月二十九日

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称、区域及び所在地

福島県知事 佐藤 雄平

名称	区域	所在地
白河中央鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	白河市
飯豊鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	喜多方市及び耶麻郡西会津町
只見鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	南会津郡只見町
目兼鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	いわき市
夏井川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	いわき市

二 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 白河中央鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、白河市のほぼ中央部に位置し、東北新幹線、東北本線、主要国道のほか市道が通る市の中心部であり、国指定史跡名勝国立自然公園南湖公園を取り囲む形で宅地と共存している。南湖公園を中心とした森林にはトビ、タカ科の希少な鳥類など多様な鳥類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 飯豊鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、山形県及び新潟県との県境に位置する山岳地帯で、人間の生活域から離れており、二ホンカモシカやツキノワグマなどの大型獣類やイヌワシ、クマタカなど希少猛禽類といった鳥獣の生息に適した環境が維持されている。山形県及び新潟県の隣接地区も鳥獣保護区に指定されており、また、林野庁でも当該地区の国有林を飯豊山周辺森林生態系保護地域に指定している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 只見鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、只見町の西部で新潟県境に位置し、大部分が越後三山国定公園に指定されている。亜寒帯林などこの地域を代表する森林植生が含まれる地域であり、イヌワシやツキノワグマなど行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

4 目兼鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、いわき市南部、阿武隈高地南東側で茨城県に隣接している。いわき市川部町国道二百八十九号線から南に向かって三キロメートルの蛭田川溪谷沿いに位置し、勿来県立自然公園と隣接している。周辺にはスギ、アカマツのほか樹齢三十年から八十年の天然広葉樹林とスギの壮齢林で構成されており、ガマズミ、アオキ、イヌサンショウなど食餌植物が豊富で、コジュケイ、アカハラなどの鳥類やイタチ、テンなど小型獣類をはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

5 夏井川鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、いわき市北西部の夏井川流域に位置しており、区域内は夏井川県立自然公園に指定されている。溪谷と変化に富む森林景観、野鳥の観察など手軽に親しめる場所として、いわき市民をはじめ県民に広く親しまれている。

鳥獣保護区内の森林は、アカマツや広葉樹の混交林にモミが点在しており、一部溪谷沿いには低灌木が分布している。このように林相が多様で鳥獣の生息環境が良好であることから、ヤマセミやハヤブサなど鳥獣の生息や営巣に適している箇所が多く鳥獣の種類が豊富な地域である。

このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、鳥獣の観察や教育の場としての環境整備に資するよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第六百六十七号

鳥獣保護区を変更し存続期間を更新する件(平成十八年福島県告示第七百七十三号)でその区域を変更し、及びその存続期間を更新した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり存続期間を更新する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称、区域及び所在地

名 称	区 域	所 在 地
七ヶ岳鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	南会津郡南会津町

二 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、南会津町の田島地区の南西部に位置し、ブナ、シラカバ等の落葉広葉樹が多く、林相の変化に富んだ地域である。このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカを始め、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課 に備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

福島県告示第六百六十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十二年十月二十九日

一 名称、区域及び所在地

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	区 域	所 在 地
福島鳥獣保護区福島特別保護地区	別紙区域図のとおり	福島市
二本松鳥獣保護区 二本松特別保護地区	別紙区域図のとおり	二本松市

矢祭山鳥獣保護区
矢祭山特別保護地区

別紙区域図のとおり

東白川郡矢祭町

二 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

1 福島鳥獣保護区福島特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

福島鳥獣保護区は、福島市の南北を縦断する阿武隈川の主として東側に位置し、小鳥の森を含みウグイス、キジを始めとする多数の鳥類が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、椿山と弁天山の二つからなる地域は公園として整備されており、多くの鳥類の生息が確認されていることから、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上重要な区域である。

このため、当該地域は、福島鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護を図るものである。

2 二本松鳥獣保護区二本松特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

二本松鳥獣保護区は、二本松市の東西のほぼ中央に位置し、西は東北自動車道、東は阿武隈川とに挟まれた市街地を中心とした地域であり、シジュウカラ、メジロを始めとする多数の鳥類が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、郭内四丁目には旧城跡であり、多くの鳥類の生息が確認されていることから、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上重要な区域である。

このため、当該地域は、二本松鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護を図るものである。

3 矢祭山鳥獣保護区矢祭山特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

- 一 名称、区域及び所在地
- 二 存続期間
平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで
- 三 特別保護地区の保護に関する指針

名 称	区 域	所 在 地
只見鳥獣保護区只見特別保護地区	別紙区域図のとおり	南会津郡只見町
夏井川鳥獣保護区夏井川特別保護地区	別紙区域図のとおり	いわき市

福島県告示第六百六十九号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。
平成二十二年十月二十九日
福島県知事 佐藤 雄平

矢祭山鳥獣保護区は、矢祭町の南部に位置し、大部分が奥久慈県立自然公園矢祭山地区の中にあり、久慈川を挟んで南に檜山、北に矢祭山がひかえ、久慈川に注ぐ深くきざむ小河川が存在し、豊かな山紫水明・風光明媚な景勝をおりなしている。このような、自然環境を反映して、ニホンリス、キジ、ヤマドリなど多数の小鳥たちなどや多様な鳥獣が生息しており、また、アカマツなどマツ類、ヤマツツジやミツバツツジなどツツジ類、カエデ類の樹木が広く自生した、自然豊かな地域となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、矢祭山の区域は、混交林で食餌植物も多く、ミソザイ、コジュケイなど多くの鳥類の生息が確認されていることから、多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域である。

このため、当該区域は、矢祭山鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

（自然保護課）

- 1 只見鳥獣保護区只見特別保護地区
 - (一) 特別保護地区の指定区分
大規模生息地の保護区
 - (二) 特別保護地区の指定目的
只見鳥獣保護区は、只見町の西部に位置し、標高千五百メートル級の山間地に位置し、大部分が越後三山只見国定公園に指定されている。その中を北流する只見川をせき止めた田子倉湖は、水鳥の生息地となっており、周辺には、ナナカマドなど食餌植物も豊富にあり、多様な鳥獣の生息地となっている。
 - 2 夏井川鳥獣保護区夏井川特別保護地区
 - (一) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (二) 特別保護地区の指定目的
夏井川鳥獣保護区は、いわき市北西部の夏井川流域に位置しており、区域内は夏井川県立自然公園に指定されている。溪谷と変化に富む森林景観、野鳥の観察など手軽に親しめる場所として、いわき市民をはじめ県民に広く親しまれている。鳥獣保護区内の森林は、アカマツや広葉樹の混交林にモミが点在している。一部溪谷沿いには低灌木が分布しており、鳥獣の生息や営巣に適している箇所が多い。このように林層が多様で鳥獣の生息環境が良好であることから、鳥獣の種類が豊富な地域である。また、保護区内ではオオタカの飛翔も観察されている。鳥獣保護区設定区域のうち夏井川に面している区域は、溪谷を中心とした地形であり、これをアカマツ、広葉樹林が谷を覆っている。アカマツ、広葉樹の森林のうち、溪谷により森林土壌の薄い部分は、ツツジ等の低灌木層が良く発達しているが、小型鳥類の営巣に適している場所であり、鳥獣の保護繁殖にとって特に重要な区域となっている。
- このため、この地区を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の及び生息地の保護を図ることが必要である。
- 〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課

及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部
県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供す
る。）
（自然保護課）

福島県告示第六百七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条
第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 使用を禁止する特定猟具

銃器

二 名称、区域及び所在地

名称	区域	所在地
福島田沢特定猟具 使用禁止区域	別紙区域図のとおり	福島市
阿武隈川桑折・伊 達・保原特定猟具 使用禁止区域	別紙区域図のとおり	伊達市 伊達郡桑折町
国見町徳江特定猟 具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	伊達市 伊達郡国見町
あぶくま台特定猟 具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	郡山市
逢瀬特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり	郡山市
渡瀬特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり	東白川郡鮫川村
館山特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり	東白川郡鮫川村
南湖特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり	白河市

禁止区域		
金山東梁森特定猟 具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	白河市
白河城山特定猟具 使用禁止区域	別紙区域図のとおり	白河市
小松八幡特定猟具 使用禁止区域	別紙区域図のとおり	白河市
小田川特定猟具使 用禁止区域	別紙区域図のとおり	東白川郡矢祭町
水口特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり	東白川郡鮫川村
鹿角平特定猟具使 用禁止区域	別紙区域図のとおり	東白川郡鮫川村
神指特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり	会津若松市
古四王山特定猟具 使用禁止区域	別紙区域図のとおり	喜多方市
宮川特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり	大沼郡会津美里町
高畑山特定猟具使 用禁止区域	別紙区域図のとおり	南会津郡南会津町
塔のへつり特定猟 具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	南会津郡下郷町
只見ダム湖特定猟 具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	南会津郡只見町
苜野特定猟具使用	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町

禁止区域		
深谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡双葉町
上手岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡富岡町
上本町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡富岡町
棚塩特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町
高瀬特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町
新舞子特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	いわき市
八茎特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	いわき市
小名浜大原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	いわき市

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

（自然保護課）

福島県告示第六百七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 使用を禁止する特定猟具
銃器
二 名称、区域及び所在地

名 称	区 域	所 在 地
矢吹東部特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	西白河郡矢吹町
滑津・松崎特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	西白河郡中島村

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

（自然保護課）